

食安発第0331002号
平成20年3月31日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

「特別用途食品の表示許可について」の一部改正について

健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項に規定する特別用途食品については、「特別用途食品の表示許可について」（昭和48年12月26日衛発第781号厚生省公衆衛生局長通知。以下「通知」という。）等により運用しているところである。

この通知においては、「病者用のものについて、特別の用途に適する旨の表示とは、「許可対象食品群名に類似の表示をすることによって、病者用の食品であるとの印象を与えるもの」とされ、具体的な疾病名等を挙げて適する旨を表示しなくとも、特別用途食品の許可対象食品群名である「低たんぱく質食品」に類似する「低たんぱく質」という表示を行う場合には、特別用途食品として厚生労働大臣の許可が必要であるとされてきた。

しかしながら、当該制度の運用については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において見直しを検討することとされたことから、「特別用途食品制度のあり方に関する検討会」において検討を進め、今般、同検討会の中間取りまとめが取りまとめられたところである。

この中間取りまとめにおいては、「特別の用途を表示して販売する食品については許可が必要であることは当然として、そうでないものについては、「本品は、厚生労働省許可の特別用途食品（病者用食品）ではありません。」と明記して販売する食品に限って、栄養成分表示を行うことを条件として、「低たんぱく質（通常の米の〇%）」との表示を、許可を得ることなしに認めることが許容されるものとする」との旨の指摘があったところである。

これを踏まえ、下記のとおり、通知の一部改正を行うこととしたので、貴管下関係事業者等に対する周知方よろしくお願いする。

記

通知の第1の3の(3)に次のただし書きを加える。

ただし、「本品は、厚生労働省許可の特別用途食品（病者用食品）ではありません。」との文言を記載して、栄養成分表示を行っているものに限り、「低たんぱく質（通常の〇〇（食品名）の〇%）」又は「低たんぱく質（通常の〇〇（食品名）に比べて〇%少ない）」との表示を行ったものについては、病者等が特別用途食品と誤認するおそれがないことから、この限りではない。

食安新発第0331001号
平成20年3月31日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課新開発食品保健対策室長

たんぱく質含有量が低い旨の表示を行う食品の取扱いについて

今般、「「特別用途食品の表示許可について」の一部改正について」をもって「特別用途食品の表示許可について」（昭和48年12月26日衛発第781号厚生省公衆衛生局長通知。以下「局長通知」という。）の一部を改正し、たんぱく質含有量が低い旨の表示を行う食品のうち、病者等が特別用途食品と誤認するおそれがないものに係る表示の運用について改めたところであるが、その趣旨及び取扱いについては、改正後の局長通知によるほか、下記によることとするので、御了知の上、貴管下関係事業者等に対する周知方よろしく願います。

記

- 1 改正後の局長通知の第1の3の（3）の「本品は、厚生労働省許可の特別用途食品（病者用食品）ではありません。」との文言については、低たんぱく質食品として特別用途食品（病者用食品）の許可を得ていないものについて、当該許可を得たものであるかのような表示が行われた場合、これを誤認した腎臓病患者の栄養管理に悪影響を及ぼすおそれがあることから、たんぱく質含有量が低い旨の表示を行う場合には、特別用途食品（病者用食品）でない旨を明確にするため、記載することとしたものであること。
- 2 改正後の局長通知の第1の3の（3）の「栄養成分表示を行うこと」につ

いては、たんぱく質の摂取量を低く抑えることは腎臓病者における重要な栄養管理手法であるが、それ以外の栄養素の摂取量についても病態に応じて適切に管理される必要がある。例えば、健常者と比べてたんぱく質摂取量が低かった場合でも、熱量まで低い場合にあっては、更なる腎機能の低下を招くおそれがあり、このほかナトリウム等の摂取量が増加していた場合でも同様であるという観点から、たんぱく質含有量が低い旨の表示を行う際には、たんぱく質だけでなく、重要な栄養素である炭水化物、脂質及びナトリウムの含有量並びに熱量を含む栄養成分表示を行うこととしたものである。

- 3 改正後の局長通知の第1の3の(3)の「低たんぱく質(通常○○(食品名)の○%)」又は「低たんぱく質(通常○○(食品名)に比べて○%少ない)」との表示については、含有量が低い旨のみを表示した場合、同じ表示でも商品によってその低減量に大きな格差が生じ、腎臓病者の栄養管理に悪影響を及ぼすおそれがあるため、通常のものとは比べてどの程度低いのかを明らかにすることとしたものである。

なお、「通常と同種の食品」の目安としては、日本食品標準成分表等を参照されたい。